

介護付き有料老人ホーム ふれあいの里

要介護度	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	要支援2	要支援1	自立	
月額 利用料	家賃	①タイプ居室(30室) 58,000円 ・ ②タイプ居室(26室) 61,000円 ・ ③タイプ居室(6室) 62,000円 ※②タイプ居室・・・1階1号室から8号室(南向き)×計8室、2.3.4各階12号室から17号室(南向き)×計18室※③タイプ居室・・・2.3.4階各階11号室及び18号室(南向き角部屋)×計6室							
	共益費	17,486	17,486	17,486	17,486	17,486	17,486	17,486	17,486
	食費	49,350	49,350	49,350	49,350	49,350	49,350	49,350	49,350
	水道光熱費	20,571	20,571	20,571	20,571	20,571	20,571	20,571	20,571
	※生活サービス費	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	※36,000
計(円)	181,407～185,407								
割引き	-20,000	-20,000	-20,000	-20,000	-20,000	-10,000	0	0	
合計(円)	161,407～165,407					171,407～175,407		181,407～185,407	

特定施設入居者生活介護に係る利用者負担額(1割負担の場合)・・・※注1

(単位)

(単位)※1単位...10.14円

要介護度	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	要支援2	要支援1	自立
国が定める特定施設入居者生活介護費	533	597	666	730	798	308	179	
1日	533	597	666	730	798	308	179	
1ヶ月(30日)	0	0	0	0	0	0	0	
加算(1ヶ月30日)①	医療機関連携加算:月80単位、夜間看護体制加算:月300単位(要支援は算定なし)、サービス提供体制強化加算:月180単位							
※看取り介護加算は該当する日付のみ適用	※看取り介護加算:死亡日以前4～30日144単位/日 死亡前日及び前々日680単位/日 死亡日1,280単位/日							
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,357	1,515	1,684	1,842	2,009	779	462	
※所定単位数に8.2%を乗じた単位数で算定	※看取り介護加算が適用となった月の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、看取り介護加算が加わった単位数に8.2%を乗じた金額となります。							
※地域加算	※東広島市では地域加算として1.4%を乗じた金額となります							

(円)

居者生活介護費(加算を含)(30日)	18,158	20,265	22,536	24,643	26,881	10,423	6,178	
月額利用料十入居者生活介護費	179,565～183,565	181,672～185,672	183,943～187,943	186,050～190,050	188,288～192,288	181,830～185,830	187,585～191,585	181,407～185,407

■要介護1～要介護5の方までご入居できます。自立・要支援の方は要相談となります。

■月額利用料等は、人件費、物価及び公共料金の変動等を勘案し改定することがあります。

■共益費とは、事務管理部門の人件費・事務費、共用施設等の維持管理費

■水道光熱費とは、入居者等が居室で使用水道、一般家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、暖房器具など)の電気の使用料及びガス及びこれらに類する公共料金とします。(但し、一般家電製品以外の特殊な機器をご利用の際は、電気代が実費必要となります。)

■生活サービスとは、人員配置が介護保険の基準(要介護者3人に対し、週40時間換算で1名)を超え、手厚い介護サービスをする費用即ち、要介護者5人に対し、週40時間換算で2名以上の職員を配置するための費用及び各種相談、余暇活動サービスに要する費用に充当します。

■要介護度の状態に応じた介護保険サービスにより、生活サービスの一部が補完されることから、介護計画の内容に基づいて、生活サービス費から最大20,000円の割引を行います。

■医療費(往診、受診、薬代)おむつ代、嗜好品等の生活にかかる費用は実費となります。

※注1) 特定施設入居者生活介護に係る利用者負担額は、1割負担の場合を表示しています。国が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。尚、契約期間中に報酬単価が改定された場合には、改定後の金額を適用します。